

宿泊約款

第1条 適用範囲

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

第2条 宿泊契約の申込み

- 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出させていただきます。

(1)宿泊者名及び人数

(2)宿泊日及び泊数

(3)その他当ホテルが必要と認める事項

- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点でお新たな宿泊契約の申込みがあつたものとして処理します。

第3条 宿泊契約の成立等

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかつたことを証明した時は、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として、当ホテルが定める前受金を到着時または当ホテルが指定する期日までにお支払いただきます。
- 滞在中の宿泊代金等の利用額が前受金の額を上回った場合、あるいは上回ると見込まれる場合、当ホテルが指定する期日までに当ホテルが定める金額の追加金を申し受けます。当ホテルが指定する期日までにご入金いただけない場合、第7条第1項の規定に従い、当ホテルは宿泊契約を解除することがあります。
- 第2項の前受金の支払いを当ホテルが事前に告知して求めたにもかかわらず、到着時または当ホテルが指定した期日までにお支払いただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

第4条 申込金の支払いを要しないこととする特約

- 前条第2項の規定にもかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

- 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかつた場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかつた場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

第5条 宿泊契約締結の拒否

- 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1)宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

(2)満室により客室の余裕がないとき。

(3)宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4)宿泊しようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団および指定暴力団員等(以下「暴力団」とおよび「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。

(5)宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。

(6)宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

(7)宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(8)宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行ない、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行なつたと認められるとき。

(9)宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

(10)天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(11)宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

第6条 宿泊客の契約解除権

- 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であつて、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるにあつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

- 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の24時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

第7条 当ホテルの契約解除権

- 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することができます。

(1)宿泊客が当ホテルの定める期日までに、前受金及び追加金をご入金いただけないとき。

(2)宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(3)宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。

(4)天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(5)宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。

(6)「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等(以下「暴力団」と及び「暴力団員」とする)またはその関係者、その他反社会的勢力であるとき。

(7)暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。

(8)法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

(9)他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(10)宿泊施設もしくは宿泊施設職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行なつたと認められるとき。

(11)当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

(12)寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

- 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条 宿泊の登録

- 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録させていただきます。

(1)宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業

(2)外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国情地及び入国情地

(3)出発日及び出発予定時刻

(4)その他当ホテルが必要と認める事項

第9条 客室の使用時間

- 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、12時から翌日の11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることができます。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1)15時までは、室料金の30%

(2)18時までは、室料金の50%

(3)18時以降は、室料金の100%

第10条 利用規則の遵守

- 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

宿泊約款

第11条 営業時間

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の提示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

(1)フロント・キャッシャー等サービス時間

・門限 本館正面玄関及び別館 なし

・フロントサービス 24時間

(2)飲食等(施設)サービス時間:

・朝食 06:30~10:00

・創作ダイニングカメリア(西館1階)
11:30~14:30、17:00~21:00

・吉長(別館1階) 11:30~14:30、17:30~21:30

・鉄板焼旬(本館7階) 18:00~22:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第12条 料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求したとき、フロントキャッシャーにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第13条 当ホテルの責任

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条 契約した客室の提供ができないときの取扱い

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第15条 寄託物等の取扱い

1. 宿泊客がフロントキャッシャーにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントキャッシャーにお預けにならなかつたものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかつたものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き 10万円を限度としてその損害を賠償します。

第16条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもつて保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、発見日を含め3か月間保管し、その後所有者からのお申し出がない場合は処分いたします。

3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に前項の場合にあっては同条第2項の規定に準じるものとします。

第17条 駐車の責任

1. 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第18条 宿泊客の責任

1. 宿泊者の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第19条 免責事項

1. 当ホテル内からのコンピューター通信のご利用にあたりましては、お客様ご自身の責任にて行うものといたします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。また、コンピューター通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

別表第1

宿泊料金等の算定方法(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

宿泊者が支払うべき金額	内訳	税金の概算
宿泊料金	①基本宿泊料・室料 ②サービス料 (①×10%) ③消費税	消費税 (①+②) の10%
追加料金	④飲食及びその他の利用料金 ⑤サービス料 (④×10%) ⑥消費税	消費税 (④+⑤) の10%

税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2

違約金(第6条第2項関係)

契約申し込み人数	契約解除の通知を受けた日			
	不泊	当日	前日	9日前
>一般 14名まで	100%	80%	20%	—
>団体 15~99名まで	100%	80%	20%	10%

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分(初日)の違約金を收受します。

3. 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金は頂きません。